

27 日 獣 発 第 104 号

平成 27 年 7 月 21 日

地方 獣 医 師 会 会 長 各 位

公益 社 団 法 人 日 本 獣 医 師 会

会 長 藏 内 勇 夫

(公 印 及 び 契 印 の 押 印 は 省 略)

**飼 料 及 び 飼 料 添 加 物 の 成 分 規 格 等 に 関 す る 省 令 の 一 部 を 改 正 す る  
省 令 の 施 行 に つ い て**

このことについて、平成 27 年 7 月 6 日 付 け 26 消 安 第 2015 号 を も っ て、農 林 水 産 省 消 費 ・ 安 全 局 長 か ら 別 添 の と お り 通 知 が あ り ま し た。貴 会 関 係 者 に 周 知 方 よ り し く お 願 い い た し ま す。

この たび の 通 知 は、

① 「飼 料 及 び 飼 料 添 加 物 の 成 分 規 格 等 に 関 す る 省 令 の 一 部 を 改 正 す る 省 令」  
(平成 27 年 農 林 水 産 省 令 第 63 号) が 平成 27 年 7 月 6 日 に 公 布 さ れ た こ と に  
伴 い、動 物 由 来 た ん 白 質 及 び 動 物 由 来 た ん 白 質 を 原 料 と す る 飼 料 の 成 分 規 格 が  
改 正 さ れ、豚、家 ぎ ん ま た は 養 殖 水 産 動 物 用 飼 料 に 含 む こ と が で き る 確 認 済 原  
料 混 合 肉 骨 粉 等 の う ち、従 来、禁 止 さ れ て い た 豚 と 家 ぎ ん の 血 液 を 製 造 工 程 の  
原 料 投 入 口 で 混 合 し た 血 粉 等 の 飼 料 利 用 に つ い て、豚 由 来 血 粉 及 び 家 ぎ ん 由 来  
血 粉 の 原 料 収 集 先 の 基 準 を 満 た し、農 林 水 産 大 臣 の 確 認 を 受 け た 工 程 で 製 造 さ  
れ た も の に つ い て は、利 用 を 可 能 と さ れ た こ と、

② 「飼 料 及 び 飼 料 添 加 物 の 成 分 規 格 等 に 関 す る 省 令 の 規 定 に 基 づ く 動 物 由 来  
た ん 白 質 及 び 動 物 性 油 脂 の 農 林 水 産 大 臣 の 確 認 手 続 に つ い て」 (平成 17 年 3  
月 11 日 付 け 16 消 安 第 9574 号 農 林 水 産 省 消 費 ・ 安 全 局 長 通 知) が 改 正 さ れ、

製造者の製造基準及び原料収集先の確認基準が設定されたこと、

③製造業者が食鳥処理場から家きん由来血液を受け入れるに当たって、血液供給管理票の携帯が新たに義務付けられたこと

について都道府県知事あて依頼した旨、了知の上、本会会員に周知徹底の協力を依頼されたものです。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 駒田

TEL 03-3475-1601

27消安第2015号  
平成27年7月6日

公益社団法人日本獣医師会会長 殿

農林水産省 消費・安全局長



飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する  
省令の施行について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成27年農林水産省令第63号）が平成27年7月6日付けで公布されたことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、貴団体傘下の会員又は組合員に対する周知徹底につき御協力願います。



写

27消安第2015号  
平成27年7月6日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する  
省令の施行について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成27年農林水産省令第63号。以下「改正省令」という。）が平成27年7月6日付けで公布されました。改正内容については、下記のとおりですので、御了知の上、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

また、本省令の施行に伴い、次の通知を別紙新旧対照表のとおり改正したので、併せて御了知の上、事務の参考としてください。

- ① 「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知。以下「確認通知」という。） 別紙1
- ② 「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について」（平成13年3月30日付け12生畜第1826号農林水産省生産局長、水産庁長官通知） 別紙2

## 記

### 第1 改正省令の概要

動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格の一部を改正し、豚、家きん又は養殖水産動物用飼料に含むことができる確認済原料混合肉骨粉等に、豚由来血粉及び家きん由来血粉の原料収集先の基準を満たした血液を原料投入口で混合して製造された豚鶏混合血粉及び血しょうたん白であって、農林水産大臣の確認を受けた工程で製造されたものを追加した。

### 第2 確認通知の改正の概要

豚由来血粉及び家きん由来血粉の原料収集先の基準を満たした血液を原料投入口で混合して製造された豚鶏混合血粉及び血しょうたん白について、製造業者の製造基準及び原料収集先の確認基準を設定した。

### 第3 留意事項

豚鶏混合血粉等を製造する場合については、原料収集先が原料収集先の確認基準（確認通知別添6-2）の要件を満たす体制を確立していることを確認した上で当該原料収集する必要がある。豚鶏混合血粉等の製造業者が、食鳥処理場から家きん由来の血液を受け入れるに当たって、血液供給管理票の携行が新たに義務付けられたので、関係者への周知を図られたい。

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」  
(平成17年3月11日付け16消安第9.574号農林水産省消費・安全局長通知) 一部改正新旧対照表 (下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 大臣確認の手続について</p> <p>1 大臣確認の対象となる動物由来たん白質、動物性油脂及び動物由来たん白質を原料とする飼料について</p> <p>大臣確認の対象となる動物由来たん白質等は、次の動物由来たん白質、動物性油脂又は動物由来たん白質を原料とする飼料とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 豚及び家きんに由来する原料を製造工程の原料投入口で混合して製造された血粉び血しょうたん白</u></p> <p><u>(8)～(11)</u></p> <p><u>(12) 食品加工工場の製造過程から発生した残さ</u> (以下「食品加工残さ」という。)</p> <p><u>(13) (9)又は(10)を原料とする養殖水産動物を対象とする飼料</u></p> <p>2 飼料の製造業者又は輸入業者の製造工程の確認手続について</p> <p>(1) 省令別表第1の2の(1)の<u>ア、イ</u>、(2)のウ若しくは5の(1)のウの規定による確認又は「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき農林水産大臣が指定するもの」(平成26年5月13日農林水産省告示第649号)の規定の二による確認を受けようとする飼料の製造業者又は輸入業者は、飼料の製造に係る事業場ごとに、別記様式第1-1号又は第1-2号により、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「センター」という。)を経由して農林水産大臣に対し大臣確認の申請を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 大臣確認の手続について</p> <p>1 大臣確認の対象となる動物由来たん白質及び動物性油脂について</p> <p>大臣確認の対象となる動物由来たん白質等は、次の動物由来たん白質又は動物性油脂とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(7)～(10)</u></p> <p><u>(11) 食品加工工場の製造過程から発生した残さ</u> (以下「食品加工残さ」という。)</p> <p><u>(12) (8)又は(9)を原料とする養殖水産動物を対象とする飼料</u></p> <p>2 飼料の製造業者又は輸入業者の製造工程の確認手続について</p> <p>(1) 省令別表第1の2の(1)の<u>イ</u>、(2)のウ若しくは5の(1)のウの規定による確認又は「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の2の(1)の<u>アからウまでの規定に基づき農林水産大臣が指定するもの</u>」(平成26年5月13日農林水産省告示第649号)の規定の二による確認を受けようとする飼料の製造業者又は輸入業者は、飼料の製造に係る事業場ごとに、別記様式第1-1号又は第1-2号により、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「センター」という。)を経由して農林水産大臣に対し大臣確認の申請を行うものとする。</p>

(2) 農林水産大臣は、(1)の申請があったときは、当該申請に係る製造工程（輸入業者の申請にあっては、当該申請に係る飼料の輸入先の事業場における製造工程。以下同じ。）が第1の1の(1)から(13)までの大臣確認の対象となる動物由来たん白質、動物性油脂及び動物由来たん白質を原料とする飼料の区分に応じ、それぞれ、別添1から別添13までの飼料の製造工程に関する基準（以下「製造基準」という。）に適合しているかどうかについて審査を行い、当該申請を確認する場合は、別記様式第2-1号の確認簿に記載するものとし、輸入業者に係るものにあつては、併せて別記様式第2-2号により申請者に通知するものとする。また、センターは、確認簿の内容をホームページに掲載するものとする。

(3) (略)

3 (略)

第2 製造設備の故障等についての対応  
(略)

第3 契約の締結を要する原料収集先の調査について

センターは、第1の1の(3)から(6)及び(8)から(11)まで(4)、(5)及び(8)にあっては、原料収集先と契約を締結している場合に限る。)に定める飼料につき製造業者から第1の2の(1)の大臣確認の申請又は第1の3の(2)の変更の届出を受理したときは、当該申請又は届出を行った飼料の製造業者の事業場の所在地を管轄する地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局」という。）に対し、受理した書類（副1部）を送付するものとする。当該地方農政局は、当該書類の送付を受けたときは、原則として、別添3-1の1の(4)、別添4-1の1の(4)、別添5-1の1の(4)若しくは(5)、別添7-1の1の(4)、別添8-1の1の(4)、別添9-1の1の(4)、別添10-1の1の(4)又は別添11-1の1の(4)に基づいて、当

(2) 農林水産大臣は、(1)の申請があったときは、当該申請に係る製造工程（輸入業者の申請にあっては、当該申請に係る飼料の輸入先の事業場における製造工程。以下同じ。）が第1の1の(1)から(12)までの大臣確認の対象となる動物由来たん白質、動物性油脂及び動物由来たん白質を原料とする飼料の区分に応じ、それぞれ、別添1から別添12までの飼料の製造工程に関する基準（以下「製造基準」という。）に適合しているかどうかについて審査を行い、当該申請を確認する場合は、別記様式第2-1号の確認簿に記載するものとし、輸入業者に係るものにあつては、併せて別記様式第2-2号により申請者に通知するものとする。また、センターは、確認簿の内容をホームページに掲載するものとする。

(3) (略)

3 (略)

第2 製造設備の故障等についての対応  
(略)

第3 契約の締結を要する原料収集先の調査について

センターは、第1の1の(3)から(10)まで(4)、(5)及び(7)にあっては、原料収集先と契約を締結している場合に限る。)に定める飼料につき製造業者から第1の2の(1)の大臣確認の申請又は第1の3の(2)の変更の届出を受理したときは、当該申請又は届出を行った飼料の製造業者の事業場の所在地を管轄する地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局」という。）に対し、受理した書類（副1部）を送付するものとする。当該地方農政局は、当該書類の送付を受けたときは、原則として、別添3-1の1の(4)、別添4-1の1の(4)、別添5-1の1の(4)若しくは(5)、別添6-1の1の(4)、別添7-1の1の(4)、別添8-1の1の(4)、別添9-1の1の(4)又は別添10-1の1の(4)に基づいて、当該業者が原料収集先と締結した契

該業者が原料収集先と締結した契約に基づき行う実施状況の確認に同行し、当該契約が遵守されていること、当該製造業者による実施状況の確認が適切に行われていること等について調査の上、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課に報告するものとする。

#### 第4 その他

##### 1・2 (略)

(削る。)

##### 別添1 (略)

##### 別添2-1

豚(又は馬)に由来する血粉及び血しょうたん白の製造基準

##### 1 原料受入に係る基準

(1) (略)

##### (2) 原料の輸送

豚血粉等の原料の輸送に当たっては、別添2-2の確認基準を満たした条件で輸送すること。

(3) (略)

##### 2~6 (略)

注 (略)

約に基づき行う実施状況の確認に同行し、当該契約が遵守されていること、当該製造業者による実施状況の確認が適切に行われていること等について調査の上、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課に報告するものとする。

#### 第4 その他

##### 1・2 (略)

3 大臣確認の対象となる動物性たん白質又は動物性油脂については、平成18年3月31日(当該動物性たん白質又は動物性油脂の輸入に係る製造工程が同日前に大臣確認を受けた場合にあっては、当該確認を受けた日)以前に輸入されたものであって、別添1から7又は別添9の1の(2)のイの①の製造基準等に適合することについて製造国証明機関の証明書又はその写しが添付されている場合には、大臣確認を受けたものと同等のものとして取り扱うものとする。

##### 別添1 (略)

##### 別添2-1

豚(又は馬)に由来する血粉及び血しょうたん白の製造基準

##### 1 原料受入に係る基準

(1) (略)

##### (2) 原料の輸送

豚血粉等の原料となる血液(以下「豚血粉等原料」という。)の輸送に当たっては、別添2-2の確認基準を満たした条件で輸送すること。

(3) (略)

##### 2~6 (略)

注 (略)



別添 2-2~5-2 (略)

別添 6-1

豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された血粉及び血しょうたん白の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

ア 豚について

豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された血粉及び血しょうたん白（以下、「原料混合血粉等」という。）の製造に用いる豚に由来する原料は、別添 6-2 の要件を満たす原料収集先からの血液であって、別記様式 7 号の血液供給管理票が携行されたもののみ受け入れること。

イ 家きんについて

原料混合血粉等の製造に用いる家きんに由来する原料は、別添 6-2 の要件を満たす原料収集先からの血液であって、別記様式 7 号の血液供給管理票が携行されたもののみ受け入れること。

(2) 原料の輸送

原料混合血粉等の原料の輸送に当たっては、別添 6-2 の確認基準を満たした条件で輸送すること。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

原料受入時に、豚又は家きん由来以外の動物由来たん白質原料が混入していないことを原料供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認し、法第 5 2 条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。血液供給管理票は、8 年間保存すること。

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

確認を受ける原料混合血粉等の製造工程は、1 の要件を満たす

別添 2-2~5-2 (略)

(新設)

原料以外の原料を用いる製造工程と完全に分離すること。

また、確認を受ける原料混合血粉等の製造工程においては、1の要件を満たす原料以外のものが混入しないようにすること。

さらに、製造に用いる器材は専用化すること。

(2) 法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

### 3 製品出荷に係る基準

#### (1) 出荷先の確認

原料混合血粉等の出荷に当たっては、出荷先の当該血粉等を使用する飼料製造工程が豚、鶏、うずら又は養殖水産動物用飼料の製造工程であることを確認すること。

#### (2) 出荷工程

原料混合血粉等の出荷に当たっては、1の要件を満たす原料以外から製造された動物由来たん白質が混入しないようにすること。

#### (3) 肉骨粉等供給管理票

原料混合血粉等の出荷に当たっては、別記様式第8号により肉骨粉等供給管理票を作成し、製品の輸送時に携行すること。また、製品の出荷後、原料混合血粉等の製造業者は、当該原料混合血粉等が遅滞なく最終荷受者に確実に入荷したことを確認するとともに、最終荷受者から回付された肉骨粉等供給管理票を8年間保存すること。

#### (4) 出荷記録

法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

### 4 製品の輸送に係る基準

原料混合血粉等の製品の輸送に当たっては、専用の容器を用い、確認を受けた原料混合血粉等以外の動物性たん白質等を混載する場合は、容器に蓋をする等対策を講じること。

## 5 製造・品質管理者

製造・品質管理者を設置し、原料の受入から製品の輸送までの業務について、管理基準及び作業手順を整備し、本基準に適合していることを定期的に確認するとともに、原料・製品の品質について実際に管理・検査すること。

また、製造・品質管理の実施状況を記録し、8年間保存すること。

注 「容器」とは、輸送又は保管のために用いるための容器であって、当該原料が直接接触するもの（バルク車、トランスパック、PP袋、紙袋、輸送管等）をいう。

### 別添6-2

原料混合血粉等製造業者による原料収集先の確認基準

#### 1 原料収集先について

##### (1) と畜場

ア 豚に由来する血粉等の原料となる血液（以下「豚血液」という。）の採取対象動物は、と畜場法（昭和28年法律第114号）第19条第1項に規定すると畜検査員による生前検査を受け、食用に供するためにと畜及び解体が認められた豚であること。

イ 豚血粉等原料の採取方法は、解体を行う前に血液以外の組織が混入しないよう回収した上で専用の処理施設に直ちに搬送し、専用タンクに保管すること。

##### (2) 食鳥処理場

食鳥処理場で処理された家きんの血液であること。

#### 2 豚原料及び家きん原料の輸送

(1) 豚血液又は家きん血液の輸送に当たっては、各々、豚血液又は家きん血液が入っている旨が明示された専用の容器を用い、豚血液又は家きん血液以外の動物性たん白質等が混入しないように輸送されていること。

(新設)

(2) 豚血液及び家きん血液以外の動物性たん白質等を混載する場合は、豚血液又は家きん血液以外の血液等動物性たん白質が混入しないように専用の蓋をした容器を用いること。

(3) 容器には、血液供給管理票が携行されていること。

注 「容器」とは、輸送又は保管のために用いるための容器であつて、当該原料が直接接するもの（バルク車、トランスバック、PP袋、紙袋、輸送管等）をいう。

#### 別添 7-1

##### 魚介類由来たん白質の製造基準

#### 1 原料受入に係る基準

##### (1) 収集先

魚粉の製造に用いる原料（以下「魚介類原料」という。）は、魚介類のみを分別して取り扱う事業場又は(4)のア及びイの契約を締結した別添 7-2 に掲げる原料収集先から受け入れること。また、他の製造事業場で製造された魚粉等を原料として使用するに当たっては、大臣確認を受けた魚介類由来たん白質のみ受け入れること。

(2)・(3) (略)

##### (4) 原料収集先との契約

別添 7-2 に掲げる原料収集先等原料収集に関する者とア及びイを内容とする契約を締結すること。

ア 原料収集先は、別添 7-2 の確認基準を満たすこと。

イ (略)

2～5 (略)

#### 別添 7-2

##### 魚粉等製造業者による原料収集先の確認基準

#### 別添 6-1

##### 魚介類由来たん白質の製造基準

#### 1 原料受入に係る基準

##### (1) 収集先

魚粉の製造に用いる原料（以下「魚介類原料」という。）は、魚介類のみを分別して取り扱う事業場又は(4)のア及びイの契約を締結した別添 6-2 に掲げる原料収集先から受け入れること。また、他の製造事業場で製造された魚粉等を原料として使用するに当たっては、大臣確認を受けた魚介類由来たん白質のみ受け入れること。

(2)・(3) (略)

##### (4) 原料収集先との契約

別添 6-2 に掲げる原料収集先等原料収集に関する者とア及びイを内容とする契約を締結すること。

ア 原料収集先は、別添 6-2 の確認基準を満たすこと。

イ (略)

2～5 (略)

#### 別添 6-2

##### 魚粉等製造業者による原料収集先の確認基準

## 別添 8-1

牛、豚、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白の製造基準

### 1 原料受入に係る基準

#### (1) 収集先

牛、豚、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白（以下「牛血粉等」という。）の製造に用いる原料（以下「牛血粉等原料」という。）は、別添 2-2 若しくは別添 8-2 の確認基準の要件を満たす原料収集先又は食鳥処理場から受入れた原料であって、別記様式第 7 号の血液供給管理票が携行されたもののみ受け入れること。

#### (2) 原料の輸送

牛血粉等の製造業者（以下「牛血粉等製造業者」という。）は、原料収集先から牛血粉等原料を輸送するに当たっては、別添 2-2 若しくは別添 8-2 の確認基準又は別添 4-1 の 1 の (2) の食鳥処理場からの原料受入に係る基準を満たした状態で輸送すること。

#### (3) (略)

#### (4) 原料収集先との契約

牛血粉等製造業者は、原料収集先等原料収集にかかわる者と次のア及びイに定める事項を内容とする契約を締結すること。

また、牛血粉等製造業者は、当該契約内容が原料収集先において、確実に履行されていることについて確認すること。

ア 原料収集先等は、別添 2-2 若しくは別添 8-2 の確認基準又は別添 4-1 の 1 の (2) の食鳥処理場からの原料受入に係る基準を満たすこと。

イ (略)

### 2~5 (略)

注 「容器」とは、輸送又は保管のために用いるための容器であって、当該原料が直接接触するもの（バルク車、トランスバック、

## 別添 7-1

牛、豚、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白の製造基準

### 1 原料受入に係る基準

#### (1) 収集先

牛、豚、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白（以下「牛血粉等」という。）の製造に用いる原料（以下「牛血粉等原料」という。）は、別添 2-2 若しくは別添 7-2 の確認基準の要件を満たす原料収集先又は食鳥処理場から受入れた原料であって、別記様式第 7 号の血液供給管理票が携行されたもののみ受け入れること。

#### (2) 原料の輸送

牛血粉等の製造業者（以下「牛血粉等製造業者」という。）は、原料収集先から牛血粉等原料を輸送するに当たっては、別添 2-2 若しくは別添 7-2 の確認基準又は別添 4-1 の 1 の (2) の食鳥処理場からの原料受入に係る基準を満たした状態で輸送すること。

#### (3) (略)

#### (4) 原料収集先との契約

牛血粉等製造業者は、原料収集先等原料収集にかかわる者と次のア及びイに定める事項を内容とする契約を締結すること。

また、牛血粉等製造業者は、当該契約内容が原料収集先において、確実に履行されていることについて確認すること。

ア 原料収集先等は、別添 2-2 若しくは別添 7-2 の確認基準又は別添 4-1 の 1 の (2) の食鳥処理場からの原料受入に係る基準を満たすこと。

イ (略)

### 2~5 (略)

注 「容器」とは、「容器」とは、輸送又は保管のために用いるための容器であって、当該原料が直接接触するもの（バルク車、ト

PP袋、紙袋、輸送管等)をいう。

#### 別添8-2

牛血粉等の製造業者による原料収集先の確認基準

##### 1・2 (略)

注 「容器」とは、輸送又は保管のために用いるための容器であつて、当該原料が直接接触するもの（バルク車、トランスバック、PP袋、紙袋、輸送管等）をいう。

#### 別添9-1

牛、豚又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の製造基準

##### 1 原料受入に係る基準

###### (1) 収集先

牛、豚又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「牛肉骨粉等」という。）の製造に用いる原料は、次の①から③までのいずれかに該当するものに限る。

① 別添3-2、4-2、5-2若しくは9-2の確認基準を満たす原料収集先又は食鳥処理場から受入れた原料であつて別記様式第9号の原料供給管理票が携行されたもの。

②・③ (略)

###### (2) 原料の輸送

牛肉骨粉等の製造業者（以下「牛肉骨粉等製造業者」という。）は、原料収集先から原料を輸送するに当たっては、次の①又は②の要件を満たすこと。

① (1)の①の収集先にあつては、別添3-2、4-2、5-2若しくは9-2の確認基準又は別添4-1の1の(2)の食鳥処理場からの原料の受入に係る基準を満たした状態で輸送すること。

ランスバック、PP袋、紙袋等)をいう。

#### 別添7-2

牛血粉等の製造業者による原料収集先の確認基準

##### 1・2 (略)

注 「容器」とは、輸送又は保管のために用いるための容器であつて、当該原料が直接接触するもの（バルク車、トランスバック、PP袋、紙袋等）をいう。

#### 別添8-1

牛、豚又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の製造基準

##### 1 原料受入に係る基準

###### (1) 収集先

牛、豚又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「牛肉骨粉等」という。）の製造に用いる原料は、次の①から③までのいずれかに該当するものに限る。

① 別添3-2、4-2、5-2若しくは8-2の確認基準を満たす原料収集先又は食鳥処理場から受入れた原料であつて別記様式第9号の原料供給管理票が携行されたもの。

②・③ (略)

###### (2) 原料の輸送

牛肉骨粉等の製造業者（以下「牛肉骨粉等製造業者」という。）は、原料収集先から原料を輸送するに当たっては、次の①又は②の要件を満たすこと。

① (1)の①の収集先にあつては、別添3-2、4-2、5-2若しくは8-2の確認基準又は別添4-1の1の(2)の食鳥処理場からの原料の受入に係る基準を満たした状態で輸送すること。

② (略)

(3) (略)

(4) 原料収集先との契約

牛肉骨粉等製造業者は、原料収集先等原料収集にかかわる者と次のア及びイに定める事項を内容とする契約を締結すること。

また、牛肉骨粉等製造業者は、当該契約内容が原料収集先において、確実に履行されていることについて確認すること。

ア 原料収集先等は、別添3-2、4-2、5-2又は9-2の確認基準を満たすこと。

イ (略)

2~5 (略)

注 「容器」とは、輸送又は保管のために用いるための容器であって、当該原料が直接接触するもの（バルク車、トランスバック、PP袋、紙袋、輸送管等）をいう。

#### 別添9-2

牛肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

1・2 (略)

注 「容器」とは、輸送又は保管のために用いるための容器であって、当該原料が直接接触するもの（バルク車、トランスバック、PP袋、紙袋、輸送管等）をいう。

#### 別添10-1

飼料用動物性油脂の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 飼料用の動物性油脂の製造に用いる原料は、別添10-2の確認基準の要件を満たす原料収集先からの原料であって別記様式第9号の原料供給管理票が携行されたもの、(4)のイ及びウの契約を締結した者から収集されるもの又は農場から直接出荷されるもの

② (略)

(3) (略)

(4) 原料収集先との契約

牛肉骨粉等製造業者は、原料収集先等原料収集にかかわる者と次のア及びイに定める事項を内容とする契約を締結すること。

また、牛肉骨粉等製造業者は、当該契約内容が原料収集先において、確実に履行されていることについて確認すること。

ア 原料収集先等は、別添3-2、4-2、5-2又は8-2の確認基準を満たすこと。

イ (略)

2 (略)

注 「容器」とは、輸送又は保管のために用いるための容器であって、当該原料が直接接触するもの（バルク車、トランスバック、PP袋、紙袋等）をいう。

#### 別添8-2

牛肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

1・2 (略)

注 「容器」とは、輸送又は保管のために用いるための容器であって、当該原料が直接接触するもの（バルク車、トランスバック、PP袋、紙袋等）をいう。

#### 別添9-1

飼料用動物性油脂の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 飼料用の動物性油脂の製造に用いる原料は、別添9-2の確認基準の要件を満たす原料収集先からの原料であって別記様式第9号の原料供給管理票が携行されたもの、(4)のイ及びウの契約を締結した者から収集されるもの又は農場から直接出荷されるものの

のみ受け入れること。なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない豚又は家きんであり、牛（月齢が30月以下の牛を除く。）の脊柱又はと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経していない牛（以下「脊柱等」という。）の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

なお、脊柱が30月齢以下の牛に由来することの確認は、別添10-2に従って行うものとする。

## (2) 原料の輸送

原料の輸送に当たっては、別添10-2の確認基準を満たした条件で輸送すること。なお、農場から輸送される解体処理をされていない豚又は家きんの輸送に当たっては、脊柱等を入れる容器と共用されておらず、輸送前に洗浄を十分に行うこと。

## (3) (略)

## (4) 原料収集先との契約

原料収集先等原料収集にかかわる者とア又はイに定める事項及びウに定める事項を内容とする契約を締結すること。

また、当該契約内容が原料収集先において、確実に履行されていることについて確認すること。

ア 原料収集先等は、別添10-2の確認基準を満たすこと。  
イ・ウ (略)

2～5 (略)

注 (略)

## 別添10-2

飼料用動物性油脂製造業者による油脂原料収集先の確認基準

### 1 油脂の原料を扱う事業場

のみ受け入れること。なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない豚又は家きんであり、牛（月齢が30月以下の牛を除く。）の脊柱又はと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経していない牛（以下「脊柱等」という。）の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

なお、脊柱が30月齢以下の牛に由来することの確認は、別添9-2に従って行うものとする。

## (2) 原料の輸送

原料の輸送に当たっては、別添9-2の確認基準を満たした条件で輸送すること。なお、農場から輸送される解体処理をされていない豚又は家きんの輸送に当たっては、脊柱等を入れる容器と共用されておらず、輸送前に洗浄を十分に行うこと。

## (3) (略)

## (4) 原料収集先との契約

原料収集先等原料収集にかかわる者とア又はイに定める事項及びウに定める事項を内容とする契約を締結すること。

また、当該契約内容が原料収集先において、確実に履行されていることについて確認すること。

ア 原料収集先等は、別添9-2の確認基準を満たすこと。  
イ・ウ (略)

2～5 (略)

注 (略)

## 別添9-2

飼料用動物性油脂製造業者による油脂原料収集先の確認基準

### 1 油脂の原料を扱う事業場



(1)～(4) (略)

(5) 副産物原料の出荷に当たっては、脊柱等が混入していないことを(7)の確認責任者が確認した上で、別記様式第9号により原料供給管理票が発行されること。

特に、原料脊柱を含む副産物原料の出荷に当たっては、これに加え、(7)の確認責任者が、出荷する原料脊柱について、出荷ロット毎に、その重量、脱骨前の牛肉の重量及び個体識別番号又は輸入牛であることを確認した上で、副産物原料に原料脊柱が入っている旨、並びに当該原料脊柱の重量及び個体識別番号又は輸入牛であることが記載された原料供給管理票が発行されること。この場合、発行した原料供給管理票の写しが2年間保存されること。

2 (略)

注 (略)

#### 別添11-1

食品加工工場の製造過程から発生する加工食品残さを原料とする食品残さ等利用飼料の製造基準

##### 1 原料受入に係る基準

###### (1) 収集先

飼料(第1の1の(3)、(4)、(6)及び(7)を用いて製造する飼料を除く。)の製造に用いる加工食品残さは、(4)のア及びイの契約を締結した別添11-2の原料収集先から受け入れること。

###### (2) 原料の輸送

原料の輸送に当たっては、別添11-2の確認基準を満たす加工食品残さのみを取り扱う専用容器を用いること。

###### (3) (略)

###### (4) 原料収集先との契約

別添11-2の原料収集先等原料収集に関わる者とア及びイを内容とする契約を締結すること。

ア 原料収集先は、別添11-2の確認基準を満たすこと。

(1)～(4) (略)

(5) 副産物原料の出荷に当たっては、脊柱等が混入していないことを(7)の確認責任者が確認した上で、別記様式第9号により原料供給管理票が発行されること。

特に、原料脊柱を含む副産物原料の出荷に当たっては、これに加え、(7)の確認責任者が、出荷する原料脊柱について、出荷ロット毎に、その重量、脱骨前の牛肉の重量及び個体識別番号又は輸入牛であることを確認した上で、副産物原料に油脂原料脊柱が入っている旨、並びに当該油脂原料脊柱の重量及び個体識別番号又は輸入牛であることが記載された原料供給管理票が発行されること。この場合、発行した原料供給管理票の写しが2年間保存されること。

2 (略)

注 (略)

#### 別添10-1

食品加工工場の製造過程から発生する加工食品残さを原料とする食品残さ等利用飼料の製造基準

##### 1 原料受入に係る基準

###### (1) 収集先

飼料(第1の1の(3)、(4)、(6)及び(7)を用いて製造する飼料を除く。)の製造に用いる加工食品残さは、(4)のア及びイの契約を締結した別添10-2の原料収集先から受け入れること。

###### (2) 原料の輸送

原料の輸送に当たっては、別添10-2の確認基準を満たす加工食品残さのみを取り扱う専用容器を用いること。

###### (3) (略)

###### (4) 原料収集先との契約

別添10-2の原料収集先等原料収集に関わる者とア及びイを内容とする契約を締結すること。

ア 原料収集先は、別添10-2の確認基準を満たすこと。

イ (略)

## 2 製造に係る基準

### (1) 製造方法

食品残さ等利用飼料の製造工程は、「飼料及び飼料添加物の成分規格等の規定に基づき農林水産大臣が指定するもの」(農林水産省告示第649号)による確認を受けていない加工食品残さが混入しないようにすること。

## 3 (略)

注 (略)

### 別添11-2

食品残さ等利用飼料製造業者による原料収集先の確認基準

#### 1・2 (略)

注 (略)

### 別添12

牛血粉等及び牛肉骨粉等を原料とする養殖水産動物を対象とする飼料の製造基準

#### 1 牛血粉等及び牛肉骨粉等並びにこれらを原料とする飼料の受入れに係る基準

(1) (略)

#### (2) 原料の輸送

牛肉骨粉・血粉等にあつては別添8-1の4又は9-1の4、中間製品にあつては4の「製品輸送に係る基準」に従って輸送されたことを確認し、受け入れること。なお、輸送時に牛肉骨粉・血粉等又は中間製品の飛散等により、牛肉骨粉・血粉等以外の飼料に混入しないようにすること。

(3) (略)

イ (略)

## 2 製造に係る基準

### (1) 製造方法

食品残さ等利用飼料の製造工程は、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の2の(1)のアからウまでの規定に基づき農林水産大臣が指定するもの」(農林水産省告示第649号)による確認を受けていない加工食品残さが混入しないようにすること。

## 3 (略)

注 (略)

### 別添10-2

食品残さ等利用飼料製造業者による原料収集先の確認基準

#### 1・2 (略)

注 (略)

### 別添11

牛血粉等及び牛肉骨粉等を原料とする養殖水産動物を対象とする飼料の製造基準

#### 1 牛血粉等及び牛肉骨粉等並びにこれらを原料とする飼料の受入れに係る基準

(1) (略)

#### (2) 原料の輸送

牛肉骨粉・血粉等にあつては別添7-1の4又は8-1の4、中間製品にあつては4の「製品輸送に係る基準」に従って輸送されたことを確認し、受け入れること。なお、輸送時に牛肉骨粉・血粉等又は中間製品の飛散等により、牛肉骨粉・血粉等以外の飼料に混入しないようにすること。

(3) (略)

2～5 (略)

注 (略)

### 別添13

#### 輸入業者の確認基準

##### 1 輸入先の事業場の基準

(1) 第1の1の(1)から(8)までの飼料を製造する輸入先の事業場は、以下の条件を満たすこと。

ア (略)

イ ①から④までに定める事項を内容とする契約を輸入業者との間で締結すること。

① 輸入先の事業場は、それぞれ別添1から別添7までの飼料の製造基準（輸入先の事業場と原料収集先の契約及び原料供給管理票の要件は除く。）を遵守すること。

②～④ (略)

(2) 第1の1の(11)の飼料を製造する輸入先の事業場は、以下の条件を満たすこと。

ア・イ (略)

##### 2 輸入業者の基準

(1) (略)

(2) 第1の1の(2)から(7)まで及び(11)に定めるもの

(1)のア及びイに定める条件のほか、次の条件を満たすこと。

ア トランスバック等当該輸入品が直接接触するものであって、これらの保管のために用いる容器には、別添2から6まで又は別添10の飼料の製造基準に基づいたものを使用すること。

イ・ウ (略)

エ それぞれ別添2から7-1まで又は別添10の製品輸送に係る基準に基づいて輸送すること。

(3) 第1の1の(8)に定めるもの

(1)のア及びイ並びに(2)のアに定める条件を満たすこと。

2～5 (略)

注 (略)

### 別添12

#### 輸入業者の確認基準

##### 1 輸入先の事業場の基準

(1) 第1の1の(1)から(7)までの飼料を製造する輸入先の事業場は、以下の条件を満たすこと。

ア (略)

イ ①から④までに定める事項を内容とする契約を輸入業者との間で締結すること。

① 輸入先の事業場は、それぞれ別添1から別添6までの飼料の製造基準（輸入先の事業場と原料収集先の契約及び原料供給管理票の要件は除く。）を遵守すること。

②～④ (略)

(2) 第1の1の(10)の飼料を製造する輸入先の事業場は、以下の条件を満たすこと。

ア・イ (略)

##### 2 輸入業者の基準

(1) (略)

(2) 第1の1の(2)から(6)まで及び(10)に定めるもの

(1)のア及びイに定める条件のほか、次の条件を満たすこと。

ア トランスバック等当該輸入品が直接接触するものであって、これらの保管のために用いる容器には、別添2から5又は別添7の飼料の製造基準に基づいたものを使用すること。

イ・ウ (略)

エ それぞれ別添2から6-1まで又は別添10の製品輸送に係る基準に基づいて輸送すること。

(3) 第1の1の(7)に定めるもの

(1)のア及びイ並びに(2)のアに定める条件を満たすこと。

(削る。)

別記様式第1-1号

年 月 日

製造基準適合確認申請書

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）印（注1）

下記の事業場における〇〇に由来する〇〇（注2）の製造工程について、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）〇〇〇の規定（注3）による確認を求めます。

(4) 第1の1の(10)の飼料を製造する輸入先の事業場は、以下の条件を満たすこと。

ア 製造工程がイの①の要件を満たす原料以外の製造工程と完全に分離されていることが明らかとなる図面を提出すること。

イ ①から④までに定める事項を内容とする契約を輸入業者との間で締結すること。

① 原料に特定部位及び牛（月齢が30月以下の牛を除く。）の脊柱が含まれていないこと並びにと畜場法第14条第6項各号に掲げる疾病にかかり、又はへい死した牛由来のものを用いていないこと。

② 契約内容に変更が生じる場合は、事前に連絡すること。

③ 輸出ロットごとに、①の原料に関する基準に適合することについて製造国の政府機関又はそれと同等の機関の証明書又はその写しを添付すること。

④ 輸入先の事業場は、契約を締結した輸入業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために製造国の政府機関又はそれと同等の機関が当該輸入業者に同行できることを認めること。

別記様式第1-1号

年 月 日

製造基準適合確認申請書

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）印（注1）

下記の事業場における〇〇に由来する〇〇（注2）の製造工程について、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）〇〇〇の規定（注3）による確認を求めます。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地

備考：1 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 第1の1の(3)、(6)、(9)又は(10)の飼料を製造する場合

ア・イ (略)

ウ 製造工程の図面(第1の1の(3)、(6)、(9)又は(10)の飼料以外の動物由来たん白質を製造している場合にあつては、当該工程と製造工程との位置関係が記載された平面図を含むこと。)

(2) (略)

(3) 第1の1の(8)の飼料であつて食品加工工場から原料を収集して製造する場合。

(ア及びイの原料収集先は、食品加工工場に限る。)

ア～ウ (略)

(4) 第1の1の(11)の飼料を製造する場合

ア～ウ (略)

(5) 第1の1の(12)の飼料を製造する場合

(ア及びイの原料収集先は、食品加工工場に限る。)

ア～ウ (略)

(6) (略)

2 (略)

(注1) (略)

(注2) 製造に係る品目を記載する。

(記載例)

ゼラチン、コラーゲン、豚に由来する血粉等、豚に由来する肉

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地

備考：1 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 第1の1の(3)、(6)、(8)又は(9)の飼料を製造する場合

ア・イ (略)

ウ 製造工程の図面(第1の1の(3)、(6)、(8)又は(9)の飼料以外の動物由来たん白質を製造している場合にあつては、当該工程と製造工程との位置関係が記載された平面図を含むこと。)

(2) (略)

(3) 第1の1の(7)の飼料であつて食品加工工場から原料を収集して製造する場合。

(ア及びイの原料収集先は、食品加工工場に限る。)

ア～ウ (略)

(4) 第1の1の(10)の飼料を製造する場合

ア～ウ (略)

(5) 第1の1の(9)の飼料を製造する場合

(ア及びイの原料収集先は、食品加工工場に限る。)

ア～ウ (略)

(6) (略)

2 (略)

(注1) (略)

(注2) 製造に係る品目を記載する。

(記載例)

ゼラチン、家きんに由来するチキンミール、豚に由来する肉骨

骨粉、チキンミール、フェザーミール、家きんに由来する血粉等、豚及び家きんに由来する原料混合血粉等、豚及び家きんに由来する原料混合肉骨粉、魚介類に由来するたん白質、牛、豚、馬又は家きんに由来する血粉等、牛、豚又は家きんに由来する肉骨粉、動物性油脂

(注3) (略)

別記様式第1-2号

年 月 日

製造基準適合確認申請書

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印（注1）

〇〇に由来する〇〇（注2）を輸入するに当たり、別記の輸入先の事業場の製造工程について、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）〇〇〇の規定（注3）による確認を求めます。

備考：1 次に掲げる書類を添付すること。

ア (略)

イ 別添13の1の(1)のア又は同(2)のアの規定により輸入先の事業場から提出を受けた書類の写し及び同(1)のイ又は同(2)のイの規定により締結した契約書の写し

2 (略)

(注1)～(注3) (略)

別記様式第2-1号

粉、豚及び家きんに由来する原料混合肉骨粉、魚介類由来たん白質、牛、豚又は家きんに由来する肉骨粉

(注3) (略)

別記様式第1-2号

年 月 日

製造基準適合確認申請書

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印（注1）

〇〇に由来する〇〇（注2）を輸入するに当たり、別記の輸入先の事業場の製造工程について、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）〇〇〇の規定（注3）による確認を求めます。

備考：1 次に掲げる書類を添付すること。

ア (略)

イ 別添11の1の(1)のア又は同(2)のアの規定により輸入先の事業場から提出を受けた書類の写し及び同(1)のイ又は同(2)のイの規定により締結した契約書の写し

2 (略)

(注1)～(注3) (略)

別記様式第2-1号

1・2 (略)

備考：1 「製造品目」及び「輸入品目」には、確認された品目を記載する。

(記載例)

ゼラチン、コラーゲン、豚に由来する血粉等、豚に由来する肉骨粉、チキンミール、フェザーミール、家きんに由来する血粉等、豚及び家きんに由来する原料混合血粉等、豚及び家きんに由来する原料混合肉骨粉、魚介類に由来するたん白質、動物性油脂

2 (略)

別記様式第2-2号~第5号 (略)

別記様式第6号

年 月 日

製造基準適合確認申請変更届

農林水産大臣 殿

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印(注1)

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」(平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知)第1の3の(2)の規定に基づき、年月日付けで〇〇に由来する〇〇(注2)の確認申請を行った内容を下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

1・2 (略)

備考：1 「製造品目」及び「輸入品目」には、確認された品目を記載する。

(記載例)

ゼラチン・コラーゲン、チキンミール、フェザーミール、家きん血粉等、家きん蒸製骨粉、家きん加水分解たん白、豚血粉等、豚肉骨粉、豚蒸製骨粉、豚加水分解たん白、原料混合肉骨粉、魚粉等、動物性油脂

2 (略)

別記様式第2-2号~第5号 (略)

別記様式第6号

年 月 日

製造基準適合確認申請変更届

農林水産大臣 殿

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印(注1)

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」(平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知)第1の3の(2)の規定に基づき、年月日付けで〇〇に由来する〇〇(注2)の確認申請を行った内容を下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

- 1 変更する内容
- 2 変更予定年月日

備考：1 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 第1の1の(3)、(6)、(9)又は(10)の飼料を製造する場合

原料収集先の変更の場合は、変更後の原料収集先の一覧（追加された原料収集先と締結した契約書の写しを含む。）等変更する事項を記載した書類を添付すること。

- (2) (略)

- (3) 第1の1の(8)の飼料であって食品加工工場から原料を収集して製造する場合

原料収集先の変更の場合は、変更後の原料収集先の一覧（追加された原料収集先と締結した契約書の写しを含む。）等こうする事項を記載した書類を添付すること。

- (4) 第1の1の(11)の飼料を製造する場合

原料収集先の変更の場合は、変更後の原料収集先の一覧（追加された原料収集先と締結した契約書の写しを含む。）等変更する事項を記載した書類を添付すること。

- (5) 第1の1の(12)の飼料を製造する場合

原料収集先の変更の場合は、変更後の原料収集先の一覧（追加された原料収集先と締結した契約書の写し及び原料収集先の製造工程図面を含む。）等変更する事項を記載した書類を添付すること。

- (6) (略)

- 2 (略)

(注1)・(注2) (略)

別記様式第7号～第9号 (略)

- 1 変更する内容
- 2 変更予定年月日

備考：1 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 第1の1の(3)、(6)、(8)又は(9)の飼料を製造する場合

原料収集先の変更の場合は、変更後の原料収集先の一覧（追加された原料収集先と締結した契約書の写しを含む。）等変更する事項を記載した書類を添付すること。

- (2) (略)

- (3) 第1の1の(7)の飼料であって食品加工工場から原料を収集して製造する場合

原料収集先の変更の場合は、変更後の原料収集先の一覧（追加された原料収集先と締結した契約書の写しを含む。）等こうする事項を記載した書類を添付すること。

- (4) 第1の1の(10)の飼料を製造する場合

原料収集先の変更の場合は、変更後の原料収集先の一覧（追加された原料収集先と締結した契約書の写しを含む。）等変更する事項を記載した書類を添付すること。

- (5) 第1の1の(9)の飼料を製造する場合

原料収集先の変更の場合は、変更後の原料収集先の一覧（追加された原料収集先と締結した契約書の写し及び原料収集先の製造工程図面を含む。）等変更する事項を記載した書類を添付すること。

- (6) (略)

- 2 (略)

(注1)・(注2) (略)

別記様式第7号～第9号 (略)



別記様式第10号

(牛肉骨粉・血粉等供給管理票の記載例)

牛肉骨粉・血粉等供給管理票
(略)

記入上の注意

太枠線上段は、確認済飼料供給者が記入すること。

” 下段は、最終荷受者が記入すること。

別記様式11・12 (略)

別記様式第10号

(牛肉骨粉・血粉等供給管理票の記載例)

牛肉骨粉・血粉等供給管理表
(略)

記入上の注意

太枠線上段は、確認済飼料供給者が記入すること。

” 下段は、最終荷受者が記入すること。

別記様式11・12 (略)

## 「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について」

(平成13年3月30日付け12生畜第1826号農林水産省生産局長、水産庁長官連名通知) 一部改正新旧対照表 (下線部分は改正部分)

改正後					改正前				
記 目次					記 目次				
(略)					(略)				
第1 (略)					第1 (略)				
第2 飼料の製造等に関する規制					第2 飼料の製造等に関する規制				
1 (略)					1 (略)				
2 基準及び規格					2 基準及び規格				
(1)・(2) (略)					(1)・(2) (略)				
(3) 成分規格等省令の留意事項					(3) 成分規格等省令の留意事項				
ア 別表第1 (飼料関係)					ア 別表第1 (飼料関係)				
(ア)～(エ) (略)					(ア)～(エ) (略)				
(オ) 動物由来たん白質について(成分規格等省令別表第1の2の(1))動物由来たん白質については、牛海綿状脳症(以下「BSE」という。)発生防止の観点から、以下のような成分規格等が定められている。					(オ) 動物由来たん白質について(成分規格等省令別表第1の2の(1))動物由来たん白質については、牛海綿状脳症(以下「BSE」という。)発生防止の観点から、以下のような成分規格等が定められている。				
由来動物	対象家畜等 動物由来 たん白質の種類	牛, めん羊, 山羊 及びしか	豚, 鶏 及び うずら	養殖 水産 動物 等	由来動物	対象家畜等 動物由来 たん白質の種類	牛, めん羊, 山羊 及びしか	豚, 鶏 及び うずら	養殖 水産 動物 等
ほ乳動物	乳及び乳製品並びにゼラチン及びコラーゲン	○	○	○	ほ乳動物	乳及び乳製品並びにゼラチン及びコラーゲン	○	○	○
	豚又は馬に由来する血粉及び血しょうたん白	×	○	○		豚又は馬に由来する血粉及び血しょうたん白	×	○	○
	豚に由来する肉骨粉、加水分解た	×	○	○		豚に由来する肉骨粉、加水分解た	×	○	○

	ん白及び蒸製骨粉			
	飼料として使用される食品に含まれるもの	×	○	○
家 き ん	卵及び卵製品	○	○	○
	チキンミール、フェザーミール、血粉及び血しょうたん白	×	○	○
	加水分解たん白及び蒸製骨粉	×	○	○
	飼料として使用される食品に含まれるもの	×	○	○
	豚及び家きんに由来する原料を製造工程の原料投入口で混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉、血粉及び血しょうたん白	×	○	○
	牛、豚、馬若しくは家きんに由来する血粉又は血しょうたん白	×	×	○
	牛、豚若しくは家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉	×	×	○

○…含んでよい（乳及び乳製品、卵及び卵製品並びに飼料として使用される食品に含まれるもの以外の動物由来たん白質については、農林水産大臣の確認を受けたものに限る。）。

×…含んではならない。

(カ)～(ク) (略)

イ (略)

(4) (略)

3～7 (略)

第3～第5 (略)

	ん白及び蒸製骨粉			
	飼料として使用される食品に含まれるもの	×	○	○
家 き ん	卵及び卵製品	○	○	○
	チキンミール、フェザーミール、血粉及び血しょうたん白	×	○	○
	加水分解たん白及び蒸製骨粉	×	○	○
	飼料として使用される食品に含まれるもの	×	○	○
	豚及び家きんに由来する原料を製造工程の原料投入口で混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉	×	○	○
	牛、豚、馬若しくは家きんに由来する血粉又は血しょうたん白	×	×	○
	牛、豚若しくは家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉	×	×	○

○…含んでよい（乳及び乳製品、卵及び卵製品並びに飼料として使用される食品に含まれるもの以外の動物由来たん白質については、農林水産大臣の確認を受けたものに限る。）。

×…含んではならない。

(カ)～(ク) (略)

イ (略)

(4) (略)

3～7 (略)

第3～第5 (略)

「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」

(平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長、水産庁長官連名通知) 一部改正新旧対照表 (下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別紙1 ペットフード用の肉骨粉等の一時停止の要請の一部解除について</p> <p>1 [略]</p> <p>2 一時停止の要請を解除する事項 (1) 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号。以下「成分規格等省令」という。)別表第1の2の(1)のアの規定に基づき農林水産大臣の確認を受けたゼラチン及びコラーゲン並びに同イに規定する確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済原料混合肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等、確認済魚介類由来たん白質及び食品廃棄物等に含まれる動物由来たん白質であって農林水産大臣が指定するもの(以下「大臣確認済肉骨粉等」という。)の工場からの出荷</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>3～9 [略]</p>	<p>別紙1 ペットフード用の肉骨粉等の一時停止の要請の一部解除について</p> <p>1 [略]</p> <p>2 一時停止の要請を解除する事項 (1) 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号。以下「成分規格等省令」という。)別表第1の2の(1)のアの規定に基づき農林水産大臣の確認を受けたゼラチン及びコラーゲン並びに同ウに規定する確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済原料混合肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等、確認済魚介類由来たん白質及び食品廃棄物等に含まれる動物由来たん白質であって農林水産大臣が指定するもの(以下「大臣確認済肉骨粉等」という。)の工場からの出荷</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>3～9 [略]</p>

平成27年7月6日

関係各位

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正

－ 豚鶏混合血粉の利用再開 －

1. 豚又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白質（血粉等）については、豚・家きん・養魚用飼料として利用可能ですが、豚と家きんの血液を製造工程の原料投入口で混合した血粉等（豚鶏混合血粉等）については、飼料利用を禁止してきました。
2. 国内における BSE 対策が徹底され、BSE の発生リスクが大きく低下したことから、我が国は、25 年 5 月に OIE から最もリスクが低い「無視できる BSE リスク国」に認定されました。こうした状況を踏まえ、飼料規制についても順次見直しを行ってきており、今般、農業資材審議会や食品安全委員会の了承を得て、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令を改正し、平成 27 年 7 月 6 日付で豚鶏混合血粉等についても飼料利用が可能となりました。
3. なお、豚鶏混合血粉等の製造に当たっては、以下にご留意ください。
  - ① 製造ラインの大臣確認の取得、あるいは、原料収集先の追加に関する変更手続が必要となります。
  - ② また、食鳥処理場から家きん由来血液を受け入れる際には、血液供給管理票の携行が必須となります。

担当：畜水産安全管理課

飼料検査指導班・粗飼料対策班

TEL：03-3502-8111（内線 4537）